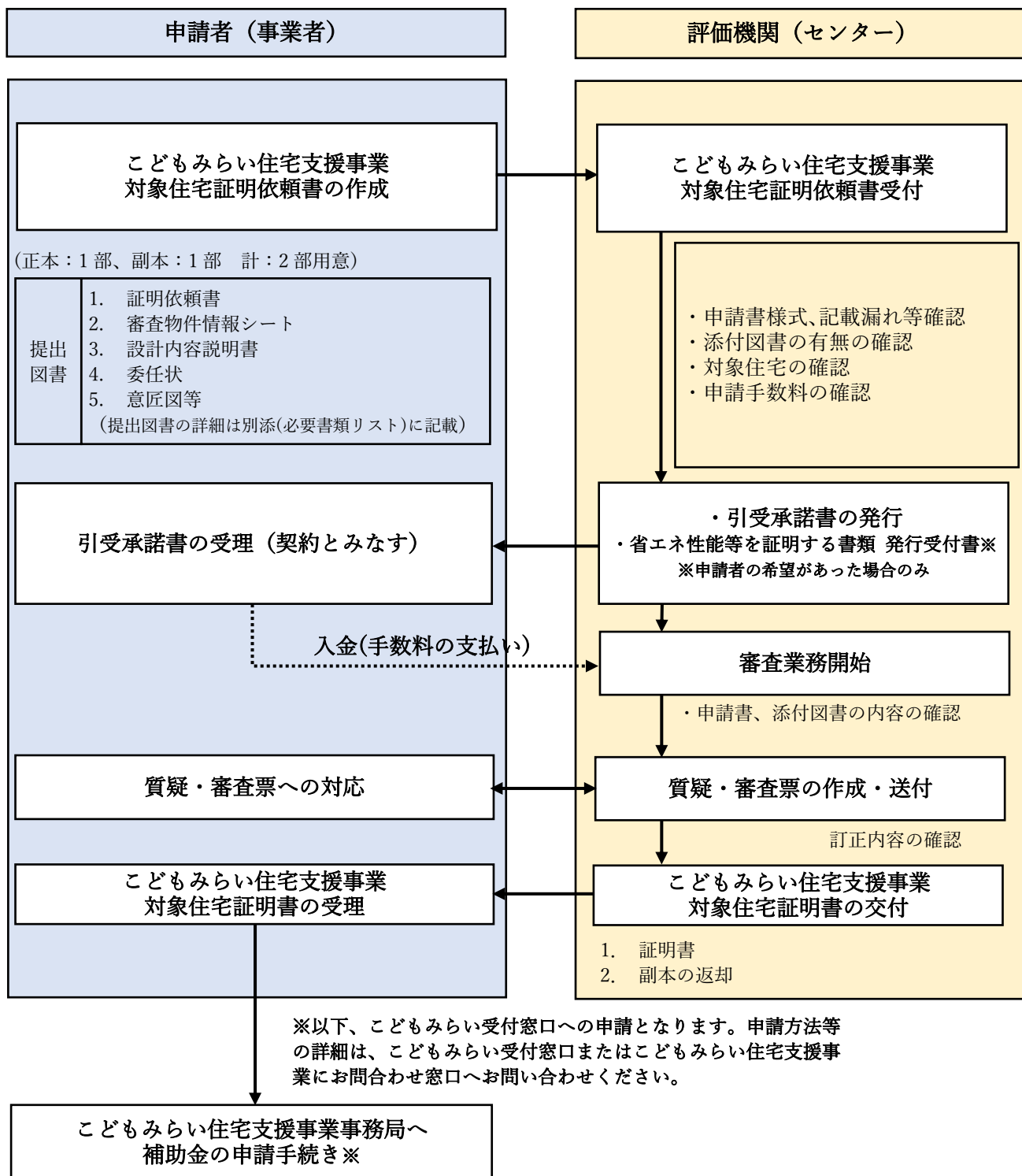


《こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行依頼の流れ》

※依頼書を作成する前に、対象住宅であるか事前にご確認ください。

若者夫婦世帯における高い省エネを有する新築住宅の取得等で、令和3年11月26日以降に契約を締結し、かつ住宅事業者から事務局に事業者登録を行った後に、建築工事着工する住宅が補助対象です。



※事務局が提供するWEBシステム「補助事業ポータル」上で行います。
事前にアカウントを取得する必要がありますのでご注意ください。